

特殊詐欺被害防止機能付電話機等購入費助成のご案内

十和田市では、満65歳以上の方が多い世帯を対象に、固定電話機等購入費用の一部を助成します。

全国的に特殊詐欺の被害が後を絶たず、令和6年の被害者うち65.4%が65歳以上の高齢者です。

十和田市でも還付金詐欺やオレオレ詐欺の相談が増えています。特殊詐欺被害にあわないよう、防犯機能付きの固定電話機等を活用しましょう。

○令和6年度十和田市消費生活センター相談件数 405件

このうち電話勧誘に関する60代以上からの相談 31件

○十和田市内における特殊詐欺被害状況

令和5年 11件 約1,030万円

令和6年 9件 約3,450万円

令和7年 6件 約2,133万円(11月末現在)



■助成内容・助成金額

▶令和7年10月1日以降に、市内の住所地に設置する次のいずれかの機能を有する固定電話機又は固定電話機に接続する装置の購入費用

ア 着信時に、発信者へ録音を行う旨の応答を自動的に行う機能

イ 通話中に自動的に通話内容を録音する機能

ウ 非通知設定の電話を自動的に拒否できる機能

エ 未登録の電話番号からの着信を拒否したり注意を促す機能



▶対象経費の2分の1、または1万円のいずれか低い額

▶1世帯につき1台まで



■助成対象者

▶申請日に市内在住の満65歳以上の方または同じ世帯の方で、

次のすべての要件を満たす方

・同じ世帯の全ての方に市税の滞納がないこと

・・同じ世帯の全ての方が、過去に同様の助成金等の交付を受けていないこと

■申請手続

▶まちづくり支援課へ次の書類等を持参し申請

① 領収書等

② 購入した電話機等のメーカー・品番・機能がわかる取扱説明書やカタログ

③ 申請者のはんこ（ゴム印・スタンプ印は不可）

④ 通帳等の写しなど助成金の振込口座がわかるもの

※助成金の申請様式は、まちづくり支援課窓口に備付けのほか、市ホームページにも掲載しています。

■申請期限 令和8年3月31日まで

十和田市まちづくり支援課 セーフコミュニティ係 ☎ 51-6777